解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

大阪市北区西天満六丁目三番一一―二〇八号

有限会社阪神総合開発

清算人　木村　圭賛

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

鳥取県鳥取市若桜町三九番地

有限会社鳥取文化センター

清算人　森本　成人

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚七四番地

株式会社エヌイー

代表清算人　井川　典子

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

香川県高松市円座町一〇〇一番地

株式会社デンキランド

代表清算人　竹内　敬二

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

愛媛県西条市中野甲一三一五番地一

株式会社西条ミネラル

代表清算人　原田　隆夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

沖縄県宮古島市城辺字福里一一六三番地の二

有限会社明徳建設

清算人　友利　明子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年十月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越五〇

清算法人阿久比中部土地改良区

清算人代表　渡邊　敏男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十一月八日京都府知事の認可により解散しましたので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

京都府綾部市若竹町一二番地

綾部市土地開発公社

清算人　上原　直人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

大阪府柏原市大字高井田八〇九番地の一大阪府立修徳学院内

財団法人修友会

清算人　宮﨑　忠男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十月二十三日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目七番一二号

斑鳩町土地開発公社

清算人　小城　利重

解散公告（第一回）

当寺院は、平成二十四年十一月五日をもって解散したので、当寺院に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

和歌山県東牟婁郡古座川町立合一二七番地

大泉寺

清算人　久司　宗浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

山口県山口市秋穂東五一七九番地

社団法人山口県漁協組織強化推進協会

代表清算人　梅田　孝夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月五日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

広島県東広島市河内町小田二五一七番地五

賀茂郡河内町小田土地改良区

清算人代表　勝田　和波

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十日徳島地方裁判所美馬支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

徳島県美馬市美馬町字寺ノ下二七番地

立光寺

清算人　長尾　英喜

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十月二日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

北海道石狩郡新篠津村第四七線北一三番地

新篠津村土地開発公社

清算人　窪田　守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

東京都新宿区四谷三丁目一番八号

財団法人東京都トラック運送事業人材養成等財団

代表清算人　大髙　一夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

石川県加賀市大聖寺地方町一の一五七番地二

財団法人加賀地区労働会館

代表清算人　林　俊昭